



平成21年 5月 6日

各 医 師 会

感染症危機管理担当理事 殿

福 岡 県 医 師 会

感染症危機管理担当理事

原 口 宏 之

(公 印 省 略)

国内未発生期における発熱外来を置かない医療機関への発熱患者の受診等について

厚生労働省より、「国内未発生期における発熱外来を置かない医療機関への発熱患者の受診について」が発出され、日本医師会より別紙のとおり周知依頼がありました。

つきましては、会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

また、5月6日付けの産経新聞の記事について、厚労省のコメントが出されましたので併せてお送りいたします。

【送付文書】

1. 国内未発生期における発熱外来を置かない医療機関への発熱患者の受診について

2. 5月6日付け産経新聞の記事について

(地Ⅲ29F)

平成 21 年 5 月 6 日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

飯 沼 雅 朗

国内未発生期における発熱外来を置かない医療機関への
発熱患者の受診について

今般、新型インフルエンザ海外発生期（国内未発生期）における発熱外来を置かない医療機関への発熱患者の受診について、厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部から各都道府県衛生主管部（局）に対し事務連絡が出され、本会にも協力依頼がありました。

今回の事務連絡の概要は下記のとおりですが、参考として各都道府県の新型インフルエンザ相談窓口連絡先の一覧を添付いたします。

つきましては、貴職におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、行政と連携のうえ貴都道府県内の発熱相談センターの電話番号等につきましても、貴会管下の郡市区医師会および会員に対し併せて周知いただきたくご高配のほどお願い申し上げます。

記

1. まん延国への渡航歴や患者との接触歴が認められる発熱患者が、発熱相談センターを通じずに発熱外来を置かない医療機関を受診したり、電話による相談があった場合には、まず発熱相談センターに電話で相談し、必要に応じて紹介される適切な医療機関を受診するように勧めること。
2. 発熱相談センターの指導に従って発熱者が発熱外来を置かない医療機関を受診した場合は、患者にマスク等を使用するように指導するなど、感染予防に必要な指導を行った上で、当該医療機関が診察すること。

以上

事務連絡
平成21年5月6日

各都道府県衛生主管部（局）医務担当者 御中

厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部

国内未発生期における発熱外来を置かない医療機関
への発熱患者の受診について

新型インフルエンザ患者の国内発生に備え、関係者との情報共有や発熱外来の設置など、医療体制の確保等について対応いただいているところですが、海外発生期（国内未発生期）における発熱外来を置かない医療機関への発熱患者の受診について、下記の通り、基本的な考え方をまとめましたので、所管の全医療機関にご周知いただきますようお願いいたします。

記

- まん延国への渡航歴や患者との接触歴が認められる発熱患者が、発熱相談センターを通じずに発熱外来を置かない医療機関を受診したり、電話による相談があった場合には、まず発熱相談センターに電話で相談し、必要に応じて紹介される適切な医療機関を受診するように勧めること。
- 発熱相談センターの指導に従って発熱者が発熱外来を置かない医療機関を受診した場合は、患者にマスク等を使用するように指導するなど、感染予防に必要な指導を行った上で、当該医療機関が診察すること。

照会先

新型インフルエンザ対策推進本部 医療班
担当者 中谷、大竹、片山

TEL 03-3506-7312 内線247、248

FAX 03-3506-7331

Mail nakatani-yukiko@mhlw.go.jp/katayama-satoko@mhlw.go.jp

都道府県による新型インフルエンザ相談窓口（2009年4月30日現在）

- * 感染した可能性がある方で発熱や咳の症状があるかたは、直接医療機関を受診せず、下記のリンク先を参照し、各保健所等に設置された発熱相談センターにご相談ください。
- * 対応時間は随時変更される可能性があります。
- * 空白部分は現在確認につとめております。

	都道府県名	対応先	電話番号	FAX番号
1	北海道	保健福祉部保健医療局健康安全室	011-204-5253	011-232-2013
2	青森県	保健衛生課	017-734-9284	017-734-8047
3	岩手県	発熱相談センター（一関保健所）	0191-26-1415	0191-26-3565
		保健福祉部保健衛生課	019-629-5466	019-629-5474
			019-629-5472	
4	宮城県	保健福祉部疾病・感染症対策室結核感染症班	022-211-2632	022-211-2697
5	秋田県	健康推進課	018-860-1425	018-860-3821
6	山形県	保健業務課	023-630-2315	023-632-8176
7	福島県	保健福祉部医療看護課	024-521-7995	024-521-2191
8	新潟県	福祉保健部健康対策課	025-280-5200	025-285-8757
9	茨城県	茨城県庁	029-301-4001	029-301-6341
10	栃木県	保健福祉部健康増進課	028-623-3089	028-623-3920
11	群馬県	保健予防課	027-226-2617	027-223-7950
12	埼玉県	疾病対策課	048-830-3572	048-830-4809
			048-830-3557	
13	千葉県	疾病対策課	043-223-2665	043-224-8910
		健康福祉政策課	043-223-2675	
14	東京都	各保健所発熱相談センター（平日）	-	-
		各保健所発熱相談センター（平日の夜間及び土日のみ）	03-5320-4509	-
15	神奈川県	保健福祉部保健福祉総務課	045-633-3777	045-633-3770
16	山梨県	福祉保健部健康増進課	055-223-1494	055-223-1499
17	静岡県	厚生部	054-221-8560	054-221-3291
18	長野県	衛生部健康づくり支援課	026-235-7148	026-235-7170
19	富山県	健康課	076-444-3225	076-444-3496
20	石川県	健康福祉部健康推進課	076-225-1438	076-225-1444
21	福井県	健康増進課	0776-20-0701	0776-20-0692
			0776-20-0703	
22	岐阜県	健康福祉部保健医療課	058-272-1111	058-278-2624
23	愛知県	健康福祉部健康担当局健康対策課	052-954-6272	052-954-6917
24	三重県	健康危機管理室発熱相談センター窓口	059-224-2339	059-224-2344
25	滋賀県	健康推進課	077-528-4983	077-528-4857
26	京都府	専用窓口	075-414-4726	075-414-5922
27	大阪府	専用窓口	06-6944-6791	06-6944-6602
28	兵庫県	疾病対策室	078-362-3226	078-362-9474
29	奈良県	福祉部健康安全局健康増進課内	0742-27-8658	-
30	和歌山県	難病・感染症対策課	073-441-2643	073-428-2325
31	鳥取県	福祉保健部健康政策課	0857-26-1154	0857-26-8143
32	島根県	健康福祉部健康推進課内	0852-22-6131	0852-22-6328
33	岡山県	発熱相談センター	086-273-8092	086-273-8134

34	広島県	健康対策課	082-228-2154	082-228-5256
35	山口県	健康増進課	083-933-2956	083-933-2969
36	徳島県	健康増進課感染症・疾病対策室	088-621-2228	088-621-2841
37	香川県	薬務感染症対策課	087-832-3303	087-861-1421
38	愛媛県	各保健所発熱相談センター	-	-
39	高知県	健康づくり課	088-823-9092	088-873-9941
40	福岡県	保健医療介護部保健衛生課	092-643-3279	092-643-3282
41	佐賀県	発熱コールセンター	0120-82-1025	0952-25-7055
42	長崎県	医療政策課	095-895-2046	095-895-2572
43	熊本県	健康危機管理課内	096-333-2240	096-387-0167
44	大分県	対策本部(健康対策課):(英語対応)	097-506-2669	097-506-1735
45	宮崎県	福祉保健部健康増進課	0120-793-089	-
46	鹿児島県	保健福祉部健康増進課感染症保健係	099-286-2724	099-286-5556
		農政部畜産課	099-286-3224	
		危機管理局危機管理防災課	099-286-2256	
47	沖縄県	福祉保健部福祉保健企画課	098-866-2165	098-866-2289

事 務 連 絡
平成 21 年 5 月 6 日

各

都道府県
政 令 市
特 別 区

 新型インフルエンザ担当部（局）

厚生労働省新型インフルエンザ対策本部

本日付産経新聞の記事について

5 月 6 日付産経新聞の新型インフルエンザに関する報道において「厚労省新型インフルエンザ対策推進本部では『早く届けてほしいというのが国の立場だ。ただ、自治体側が責任を持って独自判断をするなら、無理矢理に届けろとはいえない』と話している。」という記事が掲載されましたが、本事務局においてはこのようなコメントはしておりません。

感染症法 12 条等に規定する都道府県の国に対する届出は、いずれも、直ちにもれなく行わなければならないものです。自治体の独自判断により届け出ないことは法律に違反するものです。

新型インフルエンザの蔓延防止するために、平成 21 年 4 月 29 日付「新型インフルエンザ（豚インフルエンザ H1N1）に係る症例定義及び届出様式について」で届け出るべき症例をお示ししているところであり、国による発生状況の把握は、新型インフルエンザ対策の前提として不可欠なものでありますので、くれぐれもよろしくお願いします。